

## 商法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

### 第1 改正の趣旨

本省令案等は、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会が示した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、特定の記録媒体の使用を定める規定につき、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応することができるよう、商法施行規則（平成14年法務省令第22号）等の一部の改正を行うものである。

### 第2 改正の概要

「磁気ディスク」等の用語を「電磁的記録媒体」等に改めるほか、形式的整備を含む所要の改正を行うものとする。

### 第3 施行期日

公布の日から施行する予定である。

以 上